

ハンブルグ日本人学校体験入学規定

ハンブルグ日本人学校

1 目的

本校の様子を知り、入学の参考にしてもらうことを主たる目的とする。

2 受け入れの条件

(1) 体験入学の受け入れは、本校の教育活動に支障がない場合に限る。

ただし、3月1日から翌年度4月31日の間は、特別な事情がある場合を除き、年度末・年度始めのため受け入れない。また、修学旅行等の大きな学校行事参加については、その都度学校と保護者と協議して決めることとする。

(2) 体験入学の期間は休日を除き10日間を限度とし、月をまたいでの体験入学も可とする。

ただし、1日体験入学については年度内1回限りとする。

(3) 体験入学の期間中に起きた登下校の事故、校内での事故、学校行事で参加した校外活動での事故等については、学校が入っている保険適用外のため、学校は一切責任を負わない。

(4) 個人の都合で休んだ日数は、体験入学申請書に記載された体験入学期間に含むものとし、延長は認めない。

(5) 体験入学者の受け入れは、同一時期においてはひとクラスにつき1名を限度とする。

3 授業料

授業料は、1日に付き35ユーロ（2日間70ユーロ～10日間350ユーロ）。ただし、本校に転入・編入することを前提とした1日のみの体験入学は無料とする。

4 申請と許可

(1) 本校に体験入学を希望する児童生徒は、体験入学申請書を提出する。その際、原籍学校長が体験入学を承認した証明書を提出すること。（証明書の書式は自由）

ただし、原籍学校長の承認証明書提出については、ドイツ国内からの体験入学希望者を除く。

(2) 体験入学の許可は体験入学申請書の記述内容やその他の条件を考慮し、学校長が決定する。

(3) 学校長は体験入学の期間中であっても、受け入れ継続が困難と判断した場合は、受け入れを取り消すことができる。

5 その他

上記事項に該当しない条件での体験入学については、個別に条件を設定し受け入れる方向で検討する。個別の条件については、学校長が決定し、理事長の承認を得る。

改正 平成29年2月17日

令和5年9月29日